

審 査 基 準

平成12年 8 月23日作成

法 令 名：自転車 ^① の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律
根 拠 条 項：第12条第3項
処 分 の 概 要：防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 自転車 ^① の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課(係)
備 考：